

移行認可編②

一 公益目的支出計画その2

【別紙2:公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

1. 算定日	××年3月31日	
2. 公益目的財産額 (i + ii - iii - iv)		円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	120,000,000	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。	次に、iiの概略を説明します。	
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

財産目録（平成×年3月31日現在）

I 資産の部
流動資産
現金
:
<u>〇〇社債</u>
固定資産
基本財産
<u>土地</u>
<u>〇〇社株式</u>
特定資産
退職給付引当資産
<u>第〇回利付国債</u>
運営資金引当資産
<u>〇〇公社債</u>
その他固定資産
建物
構築物
什器備品
:
<u>借地権</u>
<u>電話加入権</u>
保証金
<u>関連会社株式</u>

よくある時価評価資産		主な時価評価方法(例)	
土地関係	土地	課税評価額、不動産鑑定	
	借地権	国税の評価方法、不動産鑑定	
有価証券関係	国債	証券会社の評価額	
	公社債	//	
	株式	上場株式	//
		未上場	純資産÷株数×保有株数
	施設利用権	市場があればその価格	
	・リゾートクラブ ・ゴルフ会員権	売買実例	
市場価格がないため簿価			
その他	電話加入権	国税の相続税評価 (1回線 2千円前後)	

別表A(1) 時価評価資産の明細等(抜粋)

時価から簿価を引いた額が ii

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
(土地 ^注 又は土地の上に存する権利…規則14条1項1号イ)				
イ1	土地(〇〇市××1-1-1ほか〇筆)	×× 円	×× 円	固定資産税評価額を使用
イ2	〇〇権 (〇〇市××1-2-3)	×× 円	×× 円	不動産鑑定評価額を使用
(有価証券…規則14条1項1号ロ)				
ロ1	第〇〇回 利付国債 (額面100,000,000円)	×× 円	×× 円	満期保有目的の債券(別添の〇〇証券の評価額を時価とする。)
ロ2	××会社 (10,000株)	×× 円	×× 円	関連会社株式(市場価格がないため、直近の売買実例を時価とする。)
ロ3	△△会社 (10,000株)	×× 円	×× 円	その他有価証券のうち市場価格のあるもの(別添の〇〇証券の評価額を時価とする)
ロ4	□□会社 (20,000株)	×× 円	×× 円	その他有価証券のうち市場価格のないもの(実質価額法による価額を時価とする)
ロ5	▼▼会社社債 (額面1,000,000円)	×× 円	×× 円	満期保有目的の債券(市場価格がなく、償却原価法を採用しているため、帳簿価額を時価とする)

【別紙2：公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

プラスであれば
公益目的財産額**増**
マイナスであれば
公益目的財産額**減**

1. 算定日	××年3月31日	
2. 公益目的財産額 (i + ii - iii - iv)	120,000,000 + 〇〇	円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	120,000,000	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。		
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

プラス額または
マイナス額を
そのまま記載

なお、社団法人の「基金」や、「その他支出又は保全が義務づけられているもの」があれば、公益目的財産額からマイナスします。

これで、公益目的財産額が確定となりました。

◆ステップ2 あなたの法人の公益目的支出計画を作成しましょう。

●公益目的支出計画に記載できる実施事業等

イ、公益目的事業

- ・新規に行う認定法の基準を満たしている赤字事業

ロ、特定寄附

【特定寄附の相手方】

- ・認定法第5条第17号に該当する団体(※)、国・地方公共団体(※)類似の事業を目的としている公益法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

ハ、継続事業

- ・従前から行って、主務官庁が公益的な活動と認める赤字事業

※特別の利益を与えることとなる事業又は寄附は認められません。

(認定法と同様の考え方)

● 実施事業収入の額とは

① 実施事業の対価収益

貸館利用料、セミナー参加料など

② 使途が実施事業に特定されている収益

使途が実施事業に限定されている寄附金の元本や運用益など

③ 法人自身が実施事業収入とするルールを定めた収益

会費の全額を実施事業に使用する旨を会費規程等で規定している

寄附金に使途限定がないが、法人内で実施事業に使用すると決めていたものなど

より低廉な料金に見直すことで、赤字額の拡大も可能

使途の限定がなければ実施事業収入にはならない

ルールの見直しも可能

● 実施事業支出の額とは

実施事業の目的のために要する費用（認定法と同様の考え方）

【事業費に含むことができる例】

- ・事業部門管理者の人件費
- ・事務所賃借料
- ・光熱費
- ・専務理事の理事報酬

以上を踏まえて、仮の損益ベースの収支予算表（別紙E(2)-3表です）を作成してみましょう。

別紙E(2)-3表

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
...								
経常収益計	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△	◇◇	□□
(2) 経常費用								
事業費								
...								
管理費								
...								
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	◆◆	■■
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
(2) 経常外費用								
当期一般正味財産増減額	●●	▲▲	◆◆					■■

赤字でない事業は、
実施事業とする必要が
ありません！

➤タテで実施事業等の赤字を確認

【収益欄】

別紙E(2)-3表

実施事業資産となっていない場合は、実施事業収入となりません。

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益				〇〇	△△		□□	〇〇
特定資産運用益				〇〇	△△		□□	〇〇
受取会費				〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
事業収益	〇〇	△△	◇◇	〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
受取寄付金	〇〇			〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
雑収益				〇〇			□□	〇〇
経常収益計	●●	▲▲	◆◆	●●	▲▲	◆◆	■■	●●

寄附金の使途の指定がある場合は、実施事業収入となります。

実施事業の対価収益は、実施事業収入となります。

【費用欄】

別紙E(2)-3表

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
旅費交通費	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
光熱水料費	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
賃借料	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
管理費							□□	○○
役員報酬							□□	○○
給料手当							□□	○○
旅費交通費							□□	○○
光熱水料費							□□	○○
賃借料							□□	○○
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	■■	●●

実施事業に関わる費用は計上できます。

E(2)-3表が固まれば、個々の数字や詳細を他の書類に反映させ、申請書類はほぼできあがります。

○継続事業の内容記載(C(2)-1)については、

ポイント1 簡潔明瞭な記載

～誰が読んでも理解できる書きぶりを心がけてください。～

ポイント2 申請前、旧主務官庁に相談

～継続事業と認められるかどうか、事前相談をおすすめします。～

➡ 「申請書類の記載例」(移行認可編)もご参照下さい(HPに掲載)